

岩手県告示第535号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年8月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手瀝青工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第3地割98番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木勇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第2462号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月9日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年8月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 川口工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市小友町字茂里花54番地3
 - ウ 代表者の氏名 佐藤忠男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第5955号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月19日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年8月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社環境整備
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区川又字赤坂120番地39
 - ウ 代表者の氏名 伊五澤泰彬
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7120号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月3日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年8月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木林業土木
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市附馬牛町東禅寺1地割8番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐々木賢三
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9064号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月2日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成23年8月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ハウステクノス

イ 主たる営業所の所在地 花巻市若葉町二丁目12番12号

ウ 代表者の氏名 八島和雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第40076号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年8月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成23年8月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 岩手瀝青工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第3地割98番地

ウ 代表者の氏名 佐々木勇

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-22)第2462号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年8月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。